

資料 2

水際対策強化に係る新たな措置

(検疫の強化)

米国全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請する。

本措置は、3月26日午前0時以降に出発し、本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上